

## 県立学校教職員向け対応要領について

- 1 県立学校教職員対応要領は、県職員対応要領本体及び留意事項（別紙 1）を踏襲する。行動目標の設定にかかる意識調査の対象が県職員であるため、別紙 2 は削除する。
- 2 学校は障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、文部科学省私学学校向け対応指針に準じた、「不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」（別紙 2）を添付する。

## 〔構成〕

県職員	県立学校教職員
第 1 目的	第 1 目的
第 2 定義	第 2 定義
第 3 不当な差別的取扱いの禁止	第 3 不当な差別的取扱いの禁止
第 4 合理的配慮の提供	第 4 合理的配慮の提供
第 5 管理職員の責務	第 5 管理職員の責務
第 6 相談体制の整備	第 6 相談体制の整備
第 7 職員の意識の向上	第 7 教職員の意識の向上

別紙 1 留意事項	別紙 1 留意事項
別紙 2 行動目標	別紙 2 不当な差別的取扱い、 合理的配慮等の具体例

## 〔内容〕

項目	県職員	県立学校教職員
第 5 管理職員の責務	行政職 7 級以上又は相当職	校長（副校長を含む）・教頭・事務長
第 6 相談体制の整備	障害福祉課	特別支援教育課
第 7 職員の意識の向上	障害福祉課 研修・啓発、職員意識調査を実施 行動目標による評価・検証	特別支援教育課 研修・啓発（障害特性の理解及び 障害者への適切な対応）

## 〔別紙 1〕

項目	県職員	県立学校教職員
具体的な事例	障害福祉課 事例の収集・公表	別紙 2 「不当な差別的取扱い、 合理的配慮等の具体例」

## 県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

### (目的)

第1 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、兵庫県教育委員会の所管に属する県立学校の教職員（以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害者に対し、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害を理由として、障害のない者と異なる不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施に必要なかつ合理的な配慮を怠ることをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施を現に必要とする意思を表明している障害者又はその家族等(障害者がある意思を表明することが著しく困難である場合に限る。)に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担又は経済的負担その他負担の範囲内で、障害のない者との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整をいう。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第3 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとする。これに当たり、

教職員は、別紙1に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙1中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第4 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮の提供を行うものとする。これに当たり、教職員は、別紙1に定める事項に留意するものとする。

（管理職員の責務）

第5 教職員のうち、校長（副校長を含む）、教頭及び事務長（以下「管理職員」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

（相談体制の整備）

第6 教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、特別支援教育課に相談窓口を置く。

2 相談を受ける場合は、性別や年齢等に配慮するとともに、対面、電話、ファクス、電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意し、対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(教職員の意識の向上)

第7 特別支援教育課は、関係する各課と連携して、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

2 研修・啓発に際しては、教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、対応要領等を用いて障害者に対して適切に対応できるようにする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙1)

県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応要領に係る留意事項

1 障害者の対象範囲等

障害とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含みます。)その他の心身の機能の障害」であり、障害者とは、「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、対応要領が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれません。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由無く、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、障害者を障害のない人と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害のない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない人より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。県立学校においては、正当な理由に相当するか否かについて、法の趣旨に留意し、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、

財産の保全、損害発生防止等)及び県立学校の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいです。

#### 4 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 法は行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めています。合理的配慮は、いわゆる「社会モデル」(障害者の受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方を踏まえ、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

合理的配慮は、県立学校の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものであることに留意する必要があります。

(2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素等を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとします。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。

(3) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語(手話を含みます。)の

ほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含みます。)により伝えられます。

また、障害者からの意思表示のみでなく、本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努めることが望ましいです。

(4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

(5) 県立学校がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましいです。

## 5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、法の趣旨に留意し、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいです。

- (1) 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度

## 6 具体的な事例

不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例は、別紙2のとおりです。す

すべての学校においては、これらの具体例を含む本要領の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

また、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、前提として、5で示した過重な負担が存在しないこと、及び、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要があります。



(別紙 2)

## 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会や懇談会等への出席等を拒むこと。
- 入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

### 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、児童生徒等に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある児童生徒等のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

### 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

#### (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ① 主として物理的環境への配慮に関するもの
  - 配架棚の高い所に置かれた図書や教材教具等を取って渡したり、図書や教材教具等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
  - 疲労を感じやすい児童生徒等から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該児童生徒等に事情を説明し、教室等の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
  - 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい児童生徒等に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
  - 校内等において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡したりすること。

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

② 主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、児童生徒等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、児童生徒等の希望を聞いたりすること。
- 保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機等を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、買い物や交通機関の利用など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該児童生徒等が理解しているかを確認すること。
- 比喩表現等の理解が困難な児童生徒等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 例えば筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合にに応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）等を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒等に対し、例えば絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

### (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 事務手続等の際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。
- 児童生徒等が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒等の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 知的発達が遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったこと。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該児童生徒等に説明の上、学校の状況に応じて別室を用意するなど、環境を整えること。
- 入学試験や検定試験において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能等を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、例えば音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。

- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、例えば補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、例えば授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、例えば時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。